

騒音特定施設の種類ごとの数変更届出に係る届出書と添付書類の作成要領

1 届出書の提出方法

届出書、添付書類は同一の工場、事業場ごとに正及び写し各1通(計2通)を添えて、その特定施設の設置工事の開始の日の30日前までに、八代市環境課又は各支所市民環境課に提出して下さい。

なお、別紙の届出用紙に特定施設を記入できない場合は、継続紙(同じ様式で別に定めはありません。)に記入してください。

2 届出書の記入要領

- (1) 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入してください。
- (2) 届出者：代表者氏名のほか、実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先(電話番号、内線番号)を用紙の余白に記載してください。
- (3) 特定施設の種類：特定施設の種類ごとに項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときは、その記号及び名称を記載してください。例えば、2.25kwの圧縮機の場合「(県条例)5-圧縮機」と記入します。
- (4) 特定施設の公称能力：各特定施設の公称能力の記載要領は、次のとおりです。
 - (ア)液圧プレス = 加圧能力(キロニュートン) (イ)機械プレス = 呼び加圧能力(キロニュートン)
 - (ウ)鍛造機 = 落下部分の重量(kg) (エ)コンクリートプラント = 混練容量(m³)
 - (オ)アスファルトプラント = 混練容量(kg) (カ)鋳型造型機 = ジョルト容量(kg)
 - (キ)合成樹脂射出成形機 = 射出量(オンス又はgr)
 - (ク)バーナー = 燃料の最大燃焼能力(液体、固体kg、気体m³)その他の特定施設は、すべて原動機の定格出力(kw)で記載してください。ただし、1馬力は0.74kwに相当します。
- (5) 数の変更：変更前は特定施設の設置、使用時の数を記載し、変更後は、変更前の数に新しく追加した特定施設の合計の数を記載してください。
- (6) 特定施設の使用開始及び終了時刻：特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻を記入してください。
- (7) 騒音・振動防止の方法：工場、事業場で実施している騒音又は振動の防止の方法を詳しく記載してください。

3 添付書類

特定施設の配置図

工場、事業場の敷地内の建物、特定施設、その他騒音の大きい主要な機械、作業の正確な位置を示した図面(縮尺又は距離を記入してください。)

特定工場及びその付近の見取図(工場の周囲200m以内)

工場、事業場の所在地が一目でわかるように主要目標並びに付近の状況(住宅、学校、病院等)を示す図面(縮尺又は距離を記入してください。)

以上が特定施設の種類ごとの数変更届出書の記載要領ですが、不明な点については、八代市環境課(0965-33-4114)にお尋ねください。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

- 1 金属加工機械
 - イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75kw 以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーミングマシン
 - リ ブラスト（タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く。）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
- 2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
- 4 織物（原動機を用いるものに限る。）
- 5 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m³以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
- 6 穀物用製粉機（ロール式であって、原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
- 7 木材加工機械
 - イ ドラムパーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
 - ハ 破木機
 - ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25kw 以上のものに限る。）
- 8 抄紙機
- 9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

振動規制法に基づく特定工場等に係る振動特定施設（振動規制法施行令別表第一）

- 1 金属加工機械
 - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機（原動機の定格出力が1kw以上のものに限る。）
 - ニ 鍛造機
 - ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kw以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。冷凍機に用いるものは除く。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kw以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が2.2kw以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kw以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

熊本県条例に基づく特定工場等に係る騒音特定施設（条例施行規則別表第十一）

- 1 石材切断機
- 2 セメント製品成型機
- 3 木材加工機械
 - イ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のものに限る。）
 - ロ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のものに限る。）
 - ハ かな盤（原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のものに限る。）
- 4 鋳型造型機（ジョルト式のを除く。）
- 5 圧縮機（空気圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上7.5kw未満のもの、空気圧縮機以外の圧縮機にあつては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
- 6 送風機（原動機の定格出力が2.25kw以上7.5kw未満のものに限る。）
- 7 クーリングタワー（原動機の定格出力が1.5kw以上のものに限る。）
- 8 バーナー（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上のものに限る。）
- 9 脱水機（原動機の定格出力が1.5kw以上のものに限る。）
- 10 ダンボール製造機械